

宮城学院女子大学附属人文社会科学研究所規程

(目的)

第1条 宮城学院女子大学(以下「本学」という。)は、本学における人文社会諸科学の研究を推進し、教育の向上に資するとともに、広く學術文化の発展に貢献することを目的として宮城学院女子大学附属人文社会科学研究所(以下「本研究所」という。)を設置する。

(部門の設置)

第2条 本研究所に次の研究部門をおく。

- 一、文学研究部門
- 二、文化研究部門
- 三、社会研究部門
- 四、歴史研究部門

(研究所員)

第3条 本研究所に次の研究所員をおく。

- 一、研究所長 一名
- 二、主任 一名
- 三、研究員 部門ごとに若干名
- 四、客員研究員 若干名

2. 前項において、研究所長、主任、および研究員は本学専任教員、契約教員、および客員教授とする。
3. 第2条の各号に掲げる部門には、それぞれ部門委員1名をおく。

(研究所員の委嘱)

第4条 研究所長は、第5条第2項に定める研究所員会議の推薦する教員について、教授会の承認を経て学長が委嘱する。

2. 主任は、部門委員の互選によって選出された教員について研究所長が委嘱する。
3. 部門委員は、各部門に所属する研究員の互選によって選出し、研究所長が委嘱する。
4. 研究員は、別に定める申請を行った教員について研究所長が委嘱する。
5. 客員研究員は、学外の大学等の研究・教育機関に所属する研究者について、研究所員の推薦により研究所長が第5条第1項に規定する運営委員会に諮り、教授会の承認を経て委嘱する。

(研究所の運営)

第5条 本研究所は、研究所長を委員長とし、部門委員を成員とする「運営委員会」が運営する。

2. 前項に定める運営委員会のほか、研究所長は第3条第1項に定める研究所員を成員とする「研究所員会議」を開催し、研究所の運営について諮問することができる。

3. 部門委員は、各部門の運営のために、所属する部門の「部門会議」を開催する。

(研究所役員の任期)

第6条 研究所長、主任、および部門委員の任期は2年とする。

ただし、重任は妨げない。

(研究所員の募集)

第7条 研究所長は、新たに所員となる者について毎年度当初に募集を行う。

(研究所の事業)

第8条 本研究所は、設立の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、共同研究
- 二、研究会
- 三、紀要の発行
- 四、公開講演会
- 五、その他の研究活動

(庶務・会計)

第9条 本研究所の運営に係る庶務および会計は、主任がこれを担当する。

2. 本研究所の会計報告は、運営委員会の承認を経て教授会に報告されるものとする。

(運営事務担当副手)

第10条 本研究所は研究所の運営事務を担当する副手をおく。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、研究所員会議及び教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附則 1. 本研究所は、1991年4月1日をもって発足する。

2. (削除)

3. (削除)

4. この規程は、1993年4月1日から施行する。

5. 本規程は、1995年4月1日より改正施行する。

6. 本規程は、2000年4月1日より改正施行する。

7. 本規程は、2015年4月1日より改正施行する。